

# トラック・物流Gメン がパトロール中です。

トラック・物流Gメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、**荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）**を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## トラック・物流Gメンとは？

トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため**国土交通省が創設した専門部隊**です。「プッシュ型（積極的）情報収集」の他、**違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」や「要請」等の是正指導**を行います。

### 【働きかけの実例】

#### ケース① 運賃・料金等の不当な据置き

（農産物取扱企業・真荷主）

##### - 改善策 -

燃料サーチャージ、運賃についてはトッシュも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うことに



### 【要請の実例】

#### ケース① 長時間の荷待ち

（製造業・発荷主）

##### - 改善策 -

「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



#### ケース② 依頼(契約)にない附带作業

（食品製造卸会社・真荷主等）

##### - 改善策 -

作業範囲、運送料金、作業  
附带料金をそれぞれ分けて契約を締結



#### ケース② 過積載運行の要求

（運送事業者・元請）

##### - 改善策 -

当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化に着手



## 【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善  
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかな場合、働きかけを行わず、即要請を実施する場合があります。

# それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

## ●契約にない附帯業務

…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要

## ●運賃・料金の不当な据置き

…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない

## ●異常気象時の運行依頼

…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

**事実であれば、改善していただく必要があります。**

(トラック・物流Gメンの要請等による事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要です。)

【お問い合わせ先】 国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447



トラックGメンポータルサイト  
※内容は順次更新中

大阪運輸支局 輸送部門 072-822-6733 (音声ガイダンス「1」)

京都運輸支局 輸送・監査部門 075-681-9765(音声ガイダンス「4」)

奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 0743-59-2151(音声ガイダンス「4」)

滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門 077-585-7253

和歌山運輸支局 輸送・監査部門 073-422-2138

兵庫陸運部 輸送部門 078-453-1104(音声ガイダンス「5」)